平成２７年（フ）第５１号
長野県上伊那郡南箕輪村3031番地１フレンズ北殿１－１
債務者　久保村　武
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１９２号
兵庫県宝塚市末成町31番24号　グリーンハイツ102
債務者　西田　悟
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の３　市住18―404号、前住所神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の２　市住４―302号
債務者　髙野　明彦
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の３　市住18―404号、前住所神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の２　市住４―302号
債務者　髙野　美穂
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
兵庫県明石市魚住町西岡1947番地の６　パル明石魚住214号
債務者　田中　伸佳
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
神戸市西区王塚台４丁目57番地　５―405号
債務者　北田　京子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
兵庫県明石市太寺４丁目３番９号　アーバン・ヴィレッジ明石太寺１―21号
債務者　増井　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８７号
広島県呉市川尻町西３丁目８番41号
債務者　井上　守
1　決定年月日時　平成27年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４４９号
熊本市南区田井島２丁目９番19―101号　ボウ・ビラージュ101
債務者　村上ミチ子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５１号
熊本市南区良町５丁目２番62号
債務者　長江　真麻
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６７号
熊本市西区津浦町７番７号　グリーンヒル106、前住所熊本市中央区本荘３丁目１番８号代継宮ビル507
債務者　下迫　信哉
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８５号
熊本市北区室園町５番18号
債務者　松下　知行
1　決定年月日時　平成27年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８９号
神戸市中央区加納町３丁目13番３号　松本ビル402
債務者　武藤　智之
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０１号
神戸市中央区割塚通１丁目４番１号　レジデンス王子305号
債務者　鈴木一矢こと　李　富興
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０５号
神戸市北区小倉台２丁目８番地の16
債務者　平田　靜雄
1　決定年月日時　平成27年10月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１９号
青森県弘前市大字大清水１丁目２番地３
債務者　森　由利子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１２３号
青森県弘前市大字清原１丁目５番地１　葛西住宅３号
債務者　佐々木友子
1　決定年月日時　平成27年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
青森地方裁判所弘前支部